

役員報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 清雲会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清雲会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬は日額10,000円とする。

2 前項の報酬は、当該職務の終了後に支給する。ただし、職員の職にある理事及び、評議員には支給しない。

3 常勤職員の報酬は、第1項にかかわらず理事会の決議を経て、理事長が別に定める。ただし、職員の職にある理事及び、評議員については支給しない。

なお、理事長の報酬については、月額240,000円、業務執行理事の報酬は月額50,000円支給する。

(費用弁償)

第3条 役員が法人の用務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規程による旅費については、法人旅費規程に準ずる。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。